

中部国際空港代替滑走路事業に係る
環境影響評価書

令和6年12月

中部国際空港株式会社

本書に掲載した地図は、電子地形図 20 万「伊勢」「名古屋」「豊橋」「伊良湖岬」、電子地形図 25000「常滑」「野間」(国土地理院)を加工して作成したものです。

目次

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
1.1. 事業者の名称	1-1
1.2. 代表者の氏名	1-1
1.3. 主たる事務所の所在地	1-1
2. 対象事業の目的及び内容	2-1
2.1. 対象事業の目的	2-1
2.2. 対象事業の内容	2-1
2.2.1. 対象事業の種類	2-1
2.2.2. 対象事業が実施されるべき区域の位置	2-1
2.2.3. 対象事業の規模	2-1
2.2.4. 飛行場の利用を予定する航空機の種類及び数	2-1
2.2.5. 対象事業実施区域及び対象事業の概要	2-3
2.2.6. 対象事業の工事計画の概要	2-4
2.3. その他の対象事業の内容	2-6
2.3.1. 滑走路運用の考え方	2-6
2.3.2. 雨水等排水計画	2-7
2.3.3. 環境影響評価で想定する航空機の発着回数	2-7
3. 中部国際空港の現状とこれまでの検討経緯等	3-1
3.1. 中部国際空港の現状	3-1
3.1.1. 中部国際空港の概要	3-1
3.1.2. 中部国際空港の課題	3-5
3.2. 中部国際空港建設時の環境影響評価	3-8
3.2.1. 中部国際空港建設時の環境影響評価の概要	3-8
3.2.2. 環境監視調査の概要	3-8
3.3. 隣接地における事業	3-9
3.3.1. 中部国際空港沖公有水面埋立事業の概要	3-9
3.3.2. 中部国際空港沖公有水面埋立事業の環境影響評価と環境監視調査の概要	3-10
3.4. 地域の取組み	3-10
3.4.1. 「中部国際空港の将来構想」の公表	3-10
3.5. 中部国際空港株式会社の取組み	3-11
3.5.1. PIの実施	3-11
3.5.2. 滑走路整備案の選定	3-12
3.5.3. 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	3-16
4. 中部国際空港が推進している環境対策	4-1
4.1. 中部国際空港の環境取組の全体像	4-1
4.1.1. 中部国際空港の環境方針	4-1
4.1.2. 中部国際空港のSDGs	4-2
4.1.3. 中部国際空港における脱炭素化の推進	4-3
4.2. 空港建設の構想時及び空港建設工事時における環境配慮	4-5

4.2.1. 空港建設の構想時における環境配慮	4-5
4.2.2. 空港建設工事時における環境配慮	4-6
4.3. 空港運用時における周辺環境への配慮	4-9
4.3.1. 環境監視に関する検討委員会の設置	4-9
4.3.2. 航空機騒音への対応	4-9
4.3.3. バードストライク対策	4-11
4.4. 地球温暖化防止の取組	4-21
4.4.1. 温室効果ガス排出量の削減	4-21
4.4.2. ACI 環境委員会への参加	4-36
4.5. 資源循環の取組	4-38
4.5.1. セントレア プラスチック・スマート宣言	4-38
4.5.2. ペットボトルの水平リサイクルの取組	4-39
4.5.3. 家庭から排出される廃食用油を SAF（持続可能な航空燃料）に 循環させる取組	4-43
4.5.4. 航空会社と連携して進めるサーキュラーエコノミーの取組	4-44
4.5.5. その他の取組	4-45
4.6. 環境パートナーシップの構築	4-47
4.6.1. セントレアエコエアポート推進協議会	4-47
4.6.2. 中部国際空港脱炭素化推進協議会	4-49
4.6.3. 国内主要空港環境連絡会議	4-49
4.6.4. 地域社会との協働	4-50
4.7. あいち生物多様性優良認証企業	4-57
5. 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の 結果	5-1
5.1. 計画段階配慮事項の選定の結果	5-1
5.1.1. 計画段階配慮事項の選定	5-1
5.1.2. 計画段階配慮事項の選定理由	5-5
5.1.3. 計画段階配慮事項の非選定理由	5-6
5.2. 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法	5-8
5.3. 調査、予測及び評価の結果	5-9
5.3.1. 騒音	5-9
5.3.2. 動物	5-14
5.4. 総合評価	5-24
6. 計画段階環境配慮書に対する住民等の意見の概要及び地方公共団体 の長、国土交通大臣の意見並びに事業者の見解	6-1
6.1. 計画段階環境配慮書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解	6-1
6.2. 計画段階環境配慮書に対する地方公共団体の長の意見及び事業者の見解	6-16
6.2.1. 愛知県知事の意見及び事業者の見解	6-16
6.2.2. 常滑市長の意見及び事業者の見解	6-19
6.3. 計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣の意見及び事業者の見解	6-20
7. 対象事業実施区域及びその周囲の概況	7-1
7.1. 自然的状況	7-3

7.1.1.	大気環境の状況	7-3
7.1.2.	水環境の状況	7-29
7.1.3.	土壌及び地盤の状況	7-63
7.1.4.	地形及び地質の状況	7-67
7.1.5.	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	7-74
7.1.6.	景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	7-102
7.1.7.	一般環境中の放射性物質の状況	7-111
7.2.	社会的状況	7-112
7.2.1.	人口及び産業の状況	7-112
7.2.2.	土地利用の状況	7-117
7.2.3.	海域の利用及び地下水の利用の状況	7-119
7.2.4.	交通の状況	7-125
7.2.5.	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の 配置の状況及び住宅の配置の概況	7-129
7.2.6.	下水道の整備の状況	7-135
7.2.7.	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象 及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	7-136
7.2.8.	その他の事項	7-182
8.	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	8-1
8.1.	環境影響評価の項目の選定	8-1
8.1.1.	環境影響評価の項目	8-1
8.1.2.	環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由	8-3
8.2.	調査、予測及び評価の手法	8-8
8.2.1.	大気質	8-8
8.2.2.	騒音	8-28
8.2.3.	低周波音	8-34
8.2.4.	振動	8-36
8.2.5.	水質	8-41
8.2.6.	動物（陸生動物（鳥類））	8-44
8.2.7.	廃棄物等	8-47
8.2.8.	温室効果ガス等	8-48
8.3.	専門家等の助言内容	8-50
9.	環境影響評価方法書に対する住民等の意見の概要及び地方公共団体の 長の意見並びに事業者の見解	9-1
9.1.	環境影響評価方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解	9-1
9.2.	環境影響評価方法書に対する地方公共団体の長の意見及び事業者の見解	9-29
9.2.1.	愛知県知事の見解及び事業者の見解	9-29
10.	調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	10.1.1-1
10.1.	予測の前提	10.1.1-1
10.1.1.	工事の実施	10.1.1-1
10.1.2.	飛行場の存在及び供用	10.1.2-1

10.2. 大気質	10.2.1-1
10.2.1. 建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質	10.2.1-1
10.2.2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質	10.2.2-1
10.2.3. 航空機の運航による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質	10.2.3-1
10.2.4. 飛行場の施設の供用による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質	10.2.4-1
10.2.5. 造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働による粉じん等	10.2.5-1
10.2.6. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等	10.2.6-1
10.3. 騒音	10.3.1-1
10.3.1. 建設機械の稼働による建設作業騒音	10.3.1-1
10.3.2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による道路交通騒音	10.3.2-1
10.3.3. 航空機の運航による航空機騒音	10.3.3-1
10.3.4. 飛行場の施設の供用による道路交通騒音	10.3.4-1
10.4. 低周波音	10.4.1-1
10.4.1. 航空機の運航による低周波音	10.4.1-1
10.5. 振動	10.5.1-1
10.5.1. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による道路交通振動	10.5.1-1
10.5.2. 飛行場の施設の供用による道路交通振動	10.5.2-1
10.6. 水質	10.6.1-1
10.6.1. 造成等の施工による一時的な影響に伴う土砂による水の濁り	10.6.1-1
10.7. 動物（陸生動物（鳥類））	10.7.1-1
10.7.1. 航空機の運航に係る重要な種及び注目すべき生息地	10.7.1-1
10.8. 廃棄物等	10.8.1-1
10.8.1. 造成等の施工による一時的な影響に伴う建設副産物	10.8.1-1
10.9. 温室効果ガス等	10.9.1-1
10.9.1. 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による温室効果ガス等	10.9.1-1
10.9.2. 航空機の運航及び飛行場の施設の供用による温室効果ガス等	10.9.2-1
10.10. 専門家等の助言内容	10.10.1-1
11. 環境保全措置	11-1
11.1. 環境保全措置の検討方法	11-1
11.2. 大気質	11-2
11.3. 騒音	11-6
11.4. 低周波音	11-8
11.5. 振動	11-9
11.6. 水質	11-10
11.7. 陸生動物（鳥類）	11-11
11.8. 廃棄物等	11-11
11.9. 温室効果ガス等	11-12
12. 事後調査	12-1
12.1. 事後調査及び環境監視調査の検討	12-2
12.2. 環境監視調査	12-3

12. 2. 1. 環境監視調査の内容	12-3
13. 総合評価	13-1
13. 1. 総合評価	13-1
14. 環境影響評価準備書に対する住民等の意見の概要及び 地方公共団体の長の意見並びに事業者の見解	14-1
14. 1. 環境影響評価準備書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解...	14-1
14. 2. 環境影響評価準備書に対する地方公共団体の長の意見及び事業者の見解 ..	14-64
14. 2. 1. 愛知県知事の意見及び事業者の見解	14-64
15. 環境影響評価準備書と補正前の環境影響評価書との相違の概要 ..	15-1
16. 補正前環境影響評価書に対する国土交通大臣の意見及び 事業者の対応	16-1
17. 評価書の補正	17-1
18. その他	18-1
18. 1. 環境影響評価を委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	18-1

《参考資料》

1. 機材別・時間帯別発着回数	参 1-1
2. 参考図（想定する飛行経路）	参 2-1
3. 用語集	参 3-1

